

○日高市総合福祉センター条例施行規則

平成8年9月30日規則第22号

(総合福祉センター運営協議会)

第8条 日高市総合福祉センター運営協議会(以下「協議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第9条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年規則19号〕